

地域主権戦略会議の設置について

〔平成 21 年 11 月 17 日〕
閣 議 決 定

- 1 地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、内閣府に地域主権戦略会議（以下「会議」という。）を設置する。
- 2 会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
議長：内閣総理大臣
副議長：内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
構成員：副総理（国家戦略担当大臣）
総務大臣
財務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（行政刷新）
その他内閣総理大臣が指名する国務大臣
内閣総理大臣が指名する有識者
- 3 関係府省は、会議に対し、関係資料の提出等必要な協力を行うものとする。
- 4 会議の事務は、内閣府設置法第 4 条第 1 項の規定に基づき、内閣府が行う。
- 5 議長は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門員を委嘱することができる。
- 6 平成 19 年 5 月 29 日の閣議決定により設置された地方分権改革推進本部は、これを廃止する。
- 7 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。